

第6章 みどり編

6-1 みどりの確保目標

都市における緑地は、良好な都市環境や都市における健康で文化的な生活の基盤となる市民共通の資産であり、現在だけでなく将来の市民もその恵沢を享受できるよう、市民・教育機関・事業者・行政が協働してその保全と創出に取り組む必要があります。

社会基盤整備や土地利用等においては、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるグリーンインフラに関する取組みを検討するとともに、みどり豊かな「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続していくため、都市公園等の整備だけでなく、都市公園以外の施設緑地や地域性緑地等の緑化を総合的に進めていきます。

(1) 緑地の確保目標

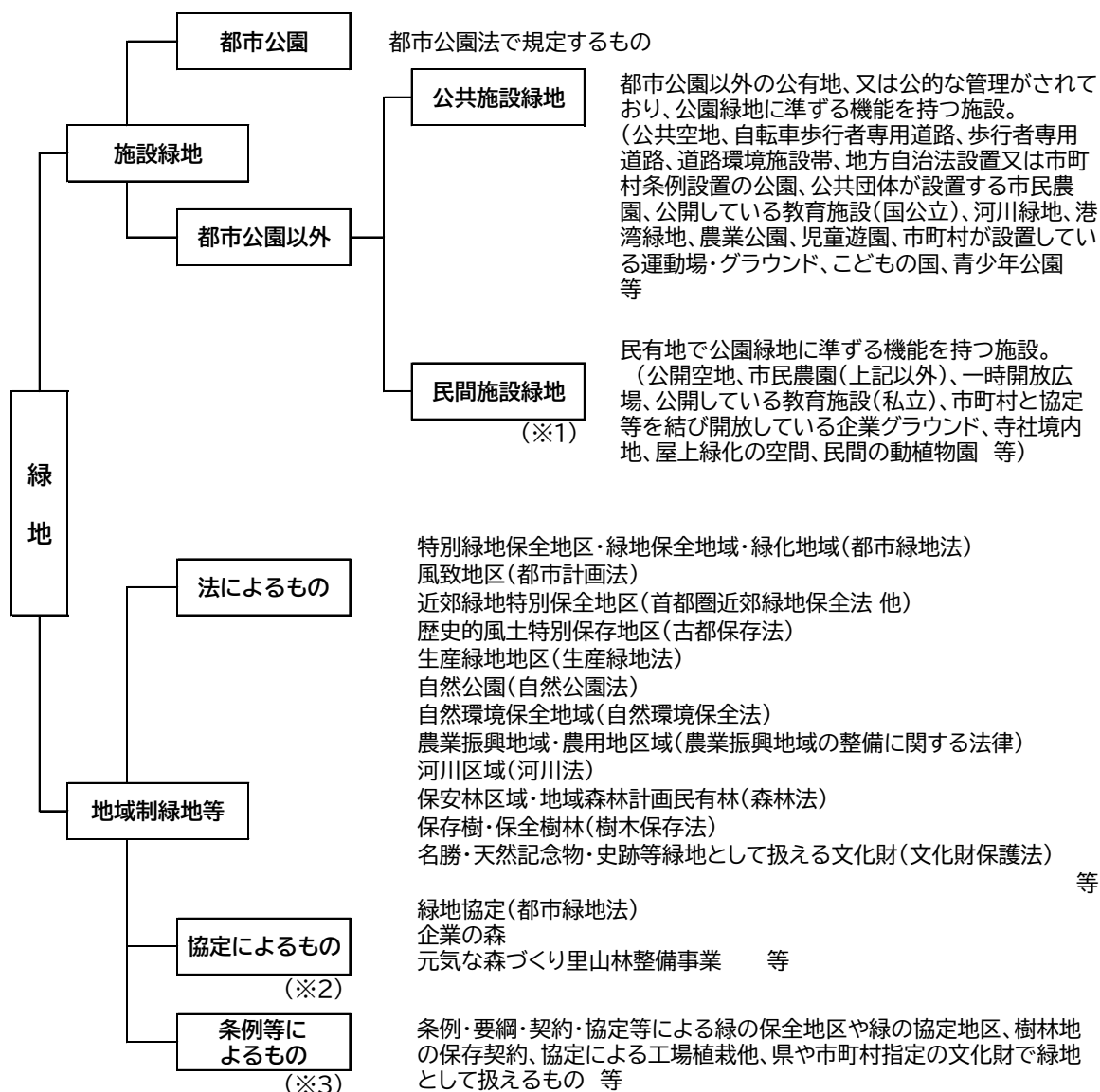
本計画での「緑地」とは、永続性や公開性の高い公園・緑地や街路樹・植栽地等の「施設緑地」と、法や条例等に基づき守られる樹林地等の「地域制緑地」で構成されます。（※緑地の区分については、次頁参照）

みどりの保全・創出、活用・整備を推進するため、緑地について以下の確保目標を設定します。

■表 緑地の確保目標量

	基準年次 令和4(2022)年		目標年次 令和22(2040)年
将来市街地面積に対する 市街地内緑地面積と割合	約 51.8 ha (1.6%)	約 59.5 ha 増	約 111.3 ha (3.3%)
都市公園面積	約 51.8 ha	都市公園の整備 約 6.8 ha	約 58.6 ha
都市公園以外の施設緑地	—	社寺林の保全 約 13.7 ha	約 13.7 ha
地域制緑地	—	河岸段丘林の保全 約 39.0 ha	約 39.0 ha
都市計画区域面積に対する 緑地面積と割合	約 572.3 ha (3.3%)	約 69.9 ha 増	約 642.2 ha (3.7%)
都市公園面積	約 155.1 ha	都市公園の整備 約 10.2 ha	約 165.3 ha
都市公園以外の施設緑地	約 413.9 ha	社寺林の保全 約 13.7 ha	約 427.6 ha
地域制緑地	約 3.3 ha	河岸段丘林の保全 約 46.0 ha	約 49.3 ha

■ 本計画で扱う緑地



※ 1) 民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設については、具体的には以下をふまえ、具体的に位置付ける場合は、実情にあわせて適宜判断する。

※公開しているもの

※ 500㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率がおおむね 20% 以下であるもの

※ 永続性の高いもの

※ 2) 緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。

※ 3) 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。

(2) 都市公園として整備すべきみどりの目標

緑地の確保目標量のうち都市公園により確保するみどりを、以下のように設定し、都市公園の整備を推進します。

■表 都市公園として整備すべきみどりの目標

年次	市全体の 都市公園面積	市民一人当たりの 都市公園面積
基準年次 令和 4（2022） 年	155.06ha	9.28㎡／人
目標年次 令和 22（2040） 年	165.29ha	10.14㎡／人

6 - 2 みどりの保全および緑化の推進のための施策

(1) 施設緑地の整備・活用・管理方針

都市公園に関する方針

① 整備方針

都市公園の整備方針としては、目標年次である令和 22（2040）年において、都市公園 184 箇所、約 165.3 ha を確保することを目指し、5 年後、10 年後、15 年後の整備目標を下記のとおり設定し、公園面積については市民一人当たり 10㎡を確保します。

なお、その他の公園については、市の政策や地区まちづくり構想等に基づき適正配置を再検討し、必要に応じて整備を行います。また、新たな公園を整備する場合は、昨今頻発する大雨に伴う河川の増水等の自然災害を考慮し、適切な箇所に整備を検討し、「カーボンニュートラル」や「グリーンインフラ」および「生物多様性」等に配慮した計画とします。

公園 種別	目標年次における確保目標			整備目標		
	箇所数 [箇所]	面積 [ha]	一人当たり 公園面積[㎡/人]	5 年後	10 年後	15 年後
街区公園	156	28.7	1.76	3 箇所	1 箇所	1 箇所
	(151)	(27.3)	(1.64)	0.7 ha	0.3 ha	0.3 ha
近隣公園	15	21.7	1.33	1 箇所		3 箇所
	(11)	(16.2)	(0.97)	0.9 ha		4.6 ha
地区公園	4	16.0	0.98			
	(4)	(16.0)	(0.96)			
総合公園	2	30.2	1.85			
	(2)	(30.2)	(1.81)			
運動公園	4	58.0	3.56	1 箇所		
	(3)	(54.6)	(3.27)	3.4 ha		
墓園	1	7.1	0.44			
	(1)	(7.1)	(0.42)			
歴史公園	2	3.5	0.22			
	(2)	(3.5)	(0.21)			
合計	184	165.3	10.14	5 箇所	1 箇所	4 箇所
	(174)	(155.0)	(9.28)	5.0 ha	0.3 ha	4.9 ha

※（ ）内は令和 4（2022）年度末の値

※一人当たりの公園面積算定の人口は、目標年次である令和 22（2040）年の推計人口 163,072 人を基に計算

※街区公園の数は、これまでに公告した幼児公園 62 箇所を含む数

② 管理・活用方針

●河川区域内にある既存公園の管理・活用

思川緑地等の河川区域内にある既存公園等については、昨今の大雨に伴う浸水頻度の頻発化により、土砂の除去や芝生の張替えをはじめとした維持管理が課題となっています。一方で、河川区域内にある既存公園は市民の余暇活動を支える「みどり」であるとともに、都市景観を形成する「みどり」でもあります。このような状況を踏まえ、河川区域内にある既存の公園については、大切な都市緑地として、また、市民ニーズのあるサッカー場等の運動施設として年間を通して活用できるよう、適切に管理・保全します。

●既存公園の再配置・再整備

一人当たりの都市公園面積の増加を引き続き図りつつ、公園施設の長寿命化・バリアフリー化および市民ニーズに合わせた既存公園の再整備・公園施設の再選定等にも力を入れていきます。

また、再整備の際も「カーボンニュートラル」や「グリーンインフラ」および「生物多様性」等に配慮した計画とします。

●管理の強化・充実

公園等の緑地帯を保全するため、樹木の剪定や補植等の管理業務を強化するほか、公園愛護里親会の活動支援、Park-PFIの導入・公園活用事業の推進および市民のニーズ等に合わせた公園活用・利用の推進等も検討します。

遊具等の公園施設の点検は、関係法令に基づき実施し、計画的な補修や改築を行います。

また、クビアカツヤカミキリ等の外来種による在来種の生育・生息環境への脅威が近年拡大しつつあることから、その防除対策を実施します。



●都市公園のストック効果向上に向けた取組み

防災性向上、環境維持・改善、健康・レクリエーション空間提供、景観形成、文化伝承、子育て・教育、コミュニティ形成等、都市公園のストックとしての様々な効果向上に向けた取組みを進めます。併せて、都市公園の整理統合による機能向上や、核となる都市公園を中心とした再編について検討します。

① 公共施設緑地

思川の自然を活用するため、既存の堤防上を利用する等により、回遊性の向上を図ります。

その他、渡良瀬川（渡良瀬遊水地）、大沼周辺、摩利支天塚古墳、琵琶塚古墳、寺野東遺跡、小山氏城跡（鷲城跡・祇園城跡・中久喜城跡）の維持・保全を実施します。

また、開発にあたっては、公園的なオープンスペース等の必要な公共施設緑地の確保が図られるよう、誘導していきます。

② 民間施設緑地

みどりのまちづくり条例等を活用しつつ、社寺林や民有樹林地等の保存樹林指定等を検討していきます。

今後、市街化区域内の寺社境内地の良好な樹林を中心に積極的な保全を行います。

- ・天翁院、千手観音（約 4.0 ha）
- ・興法寺（約 1.5 ha）
- ・愛宕神社、須賀神社、妙建寺（約 3.3 ha）
- ・光明寺（約 1.0 ha）
- ・愛宕神社（愛宕塚古墳）（約 1.7 ha）
- ・安房神社（約 1.2 ha）
- ・鷲神社（約 1.0 ha）

(2) 地域制緑地の保全・活用方針

地域制緑地は、法や条例、協定等により、一定の範囲の緑地（土地）を保全していくものです。行政による計画のもと、企業や市民の理解と協調が必要とされます。

【法によるもの】

保全の重要度が高い地域を選定し、今後、具体的な法指定の必要性について、管理協定制度の活用等を考慮しながら検討していきます。

- 思川の河岸段丘に連続して残る斜面林 約 39.0 ha や、都市における良好な自然環境となる貴重な緑地（東島田周辺の樹林 約 7.0ha）等について、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定や緑地保全地域制度の活用、都市計画法に基づく風致地区の指定などの検討を行い、積極的に保全を行います。
- 生産緑地法に基づく生産緑地の指定を検討していきます。
- 河川法に基づき、小山市内を流れる思川、鬼怒川、田川、巴波川等の河川環境の保全を図っていきます。
- 農地法および農業振興地域の整備に関する法律に基づき、良好な営農環境の維持に向け、優良農地の確保および農地の適切な保全管理を図ります。
市街化調整区域における農業・農村整備にあたっては、地域の環境特性に応じて、よりよい農村環境の保全に取り組んでいきます。また、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用がある都市農地については、計画的な保全の検討に取り組んでいきます。
- 森林法（保安林区域「ふるさとの森」）や樹木保存法、文化財保護法等により、平地林やランドマークとなっている樹木の保存や、歴史的資源と一体となっている樹林地・樹木の保護を図っていきます。

【協定によるもの】

民有地における緑地で保全を図るべきものについて、法により永続性が確保されるもの以外については、緑地所有者・地域団体・市の3者による保全協定や緑地協定等の活用を検討します。

平地林利用協定については1件（令和2（2020）年現在）締結されており、今後も、平地林の保全・活用に向け、締結促進を図ります。

【条例等によるもの】

本市では、みどりのまちづくり条例に基づく保存樹木が、樹木1件・生垣5件（令和4（2022）年現在）指定されており、引き続き保全し、新たな指定も含めて推進していきます。また、地区まちづくり条例に基づく地区まちづくり構想等とも連携し、良好な居住環境を確保するために必要なみどりは、地区計画制度等も活用して積極的な保全を検討していきます。

(3) 施設緑地の緑化の推進

「田園環境都市おやま」として、脱炭素化や生物多様性確保に配慮したみどり豊かな都市環境の形成を図るために、都市公園等都市の基幹的施設の計画的な緑化を行うとともに、民有地における緑化を促進することにより、総合的な都市の緑化を推進していきます。

① 公共公益施設における緑化の推進

新しく公益施設（市民交流センター・中央市民会館等も含む）を整備および既存施設を改修する際には緑化率 30% 以上の確保を目指します。

街路樹については、適切な維持管理できるよう、みどりの量をコントロールしながら、快適な歩行者空間の確保や環境保全への寄与、延焼防止機能等を活用し防災性の向上を目指します。また、ウォークアブルシティと植栽の良好な管理の実現のために街路樹の樹種の選定（祇園城通り等）等を進めます。

② 民有地における緑化の推進

民有地の緑化については、市民が主体的に行うものであると考えられることから、市民の緑化に対する意識の高揚を積極的に図っていきます。

このため、みどりのまちづくり条例の活用等による保全および支援措置等を行政側が講じるとともに、みどりの保全と緑化の推進を図る必要がある区域および緑化に関する事項の協定をするべき事業所等の選定、企業の緑化推進を促進するための方針検討等を進めます。

特に、面的に整備が行われる市街地においては、みどり豊かな市街地の形成を目指して、整備にあわせて地区計画や緑地協定等の導入、小山市みどりのまちづくり条例に基づく緑の街指定を検討・誘導していきます。

また、工業団地等の企業所有の大規模施設用地等は、緑地協定等により緑化の推進が図られており、今後ともその機運の高場を図っていきます。

● みどりのまちづくり条例による民有地緑化の推進

平成 5（1993）年に制定された「小山市みどりのまちづくり条例」を PR しつつ、民有地における緑化を促進していきます。

- ・ 保存樹木等の指定（指定期間は原則 10 年以上）
- ・ 緑の街の指定
- ・ 民間施設の緑化
- ・ 空地の緑化
- ・ 事業所等との緑化協定

- ・開発行為等の事前協議
- ・中高層建築物の敷地等の緑化
- ・苗木等の確保・配布
- ・保存樹木等の賃借・買取り
- ・人生記念樹制度の新設

●その他の方策による民有地緑化の推進

- ・緑地協定の締結促進（都市緑地法、小山市みどりのまちづくり条例）
- ・地区計画を活用した緑化の推進（都市計画法、建築基準法、都市緑地法）
- ・自治会等が設置する公園等に関する補助（補助取扱要綱）

（４）地域制緑地によるみどり空間の保全・活用

【農地・平地林等の保全・活用】

「小山市農業振興計画」、「第４期おやま地産地消・食育推進計画」に基づき、農地等のみどり空間を活用し、以下のような取組みを進めます。

●人と環境にやさしい農業の推進

本市では、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、農薬や化学肥料に頼らない環境に優しい農法による「環境創造型農業」を推進しています。

小山市有機農業推進協議会を実施主体に有機農作物の生産から加工・流通、消費・学校給食まで一貫した「オーガニックビレッジ」の創出に取り組めます。

●農業体験機会の提供

都市住民が農村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を体験しながら、都市と農村の交流を促進する「グリーンツーリズム」を推進します。

農業体験の場の提供、地域住民との交流および農業集落の活性化を目的とした市民農園の充実を図ります。体験農園や体験水田では、季節ごとのイベントを開催し、幅広い世代に対して農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供します。

●食の体験学習における取組みの充実

幼稚園・保育所等の園庭等での野菜作りや収穫、年齢に合わせた調理活動を通して、子どもたちの食への関心を高めます。また、田んぼの学校や地域の農業生産者の協力による野菜の栽培・収穫体験など、各学校の特色を生かしながら、地域・保護者・学校が一体となった活動ができるよう取組みを推進します。

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めるため、田んぼの学校や学校農園等を整備し、農業体験機会の拡大と活動を推進します。

●平地林の保全

平地林は、渇水や洪水の防止だけでなく、生物多様性の保全など多面的機能を有していますが、本市の平地林は、集落に隣接しているものが多く、地域住民の生活環境に強く密着しています。本市では民間が所有する平地林が多く、これらは所有者による維持管理を基本としつつ、市と所有者、地域住民が連携し、適切な保全・維持管理に取り組むことにより、農村地域における良好な生活環境を維持します。

【条例要綱等による緑化の推進】

緑化を推進していくため、「小山市みどりのまちづくり条例」を中心として、イベントの実施や緑化に関する情報提供、市民の緑化活動への助成策等の各種方策を検討・活用していきます。

- みどりのまちづくり条例に基づく各施策の実施（小山市みどりのまちづくり条例）
- 緑化助成制度の活用促進（小山市指定保存樹木等保全費用助成金交付規則、小山市生垣設置費用助成金交付規則）、景観条例による緑化の推進（小山市景観条例）
- 基金の活用（小山市グラウンドワーク基金条例）
- 桜の里親制度による思川兩岸の桜堤の維持管理等（小山市桜の里親制度実施要綱）
- 緑化に関する情報提供

(5) 緑化の推進に向けた体制強化

市民や事業者および行政がそれぞれの緑化活動の連携を円滑に行いながら、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、推進体制の確立等を図ります。

●緑地保全におけるパートナーシップの強化

緑地の適切な管理・保全のため、緑地を管理する市民グループやグラウンドワークによる考えに基づく活動の促進、緑地所有者と地域団体、市の3者の協定による緑地の維持管理等を推進するとともに、将来に渡って良好な緑地等の維持を継続するため、条例等による緑地保全の活動団体の認定・活動経費の助成等を検討していきます。

また、市民活動を可能にしていくために、それぞれの組織が情報を共有・連携し、一体となって市域の緑地保全に取り組むことができる様な「場づくり」と、それを進める民間団体を醸成し、支援を推進していきます。

●各種保全策の具体化と助成制度の充実

本計画で示した方針に基づき、各緑地のもつ重要性や特性、所有者の意向等を十分に考慮しながら、具体化を検討していく必要があります。

保全策がとられた民有緑地は地権者による管理を原則としながらも、保全のための協力関係の継続性が重要であることから、地権者が抱えている維持管理等の諸問題を解決するため、助成金の効率的な運用や維持管理に関する新たな支援制度の検討を進めます。また、そのための財源として、市の財政からの支出やトラスト等の基金設立・活用等を検討していきます。

●推進体制の確立

行政の組織としては、各種施策の審議等をするため、民間人を委員に含む緑化審議会や景観審議会が設置されており、今後もこうした体制により、適宜、審議・検討していきます。

市民および事業者等に対しては、思川沿いの桜堤の里親の活動や、歩道や公園の草花等の緑化や維持を行う愛護会等の活動、地区計画等のまちづくりルールに基づく生垣の設置、みどりのある公開空地の設置、緑化活動への参画等を今後もさらに促進していきます。

またこれらの取組みについては、市民と事業者および行政とがお互いに連携を図りながら、環境教育としての認識も持ちつつ、市民一人ひとりが「自分ごと」として持続的に取り組んでいけるような仕組みも検討します。

6 - 3 みどりの配置方針

(1) みどりのネットワークの形成

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、レクリエーション、良好な都市景観の形成、防災など様々な機能を有しています。

また、生物多様性の保全、気候変動への対応、SDGsの達成など、都市をめぐる社会的・経済的状況が複雑化してきています。

これらの課題解決に向けて、地域固有の歴史・文化を踏まえたうえで自然環境が有する多様な機能を活かした社会的共通資本としてのグリーンインフラを積極的に推進することが期待されています。

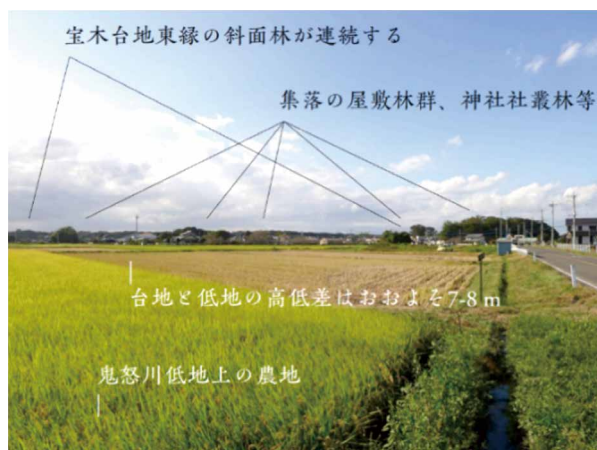
本計画では、みどりの規模や連続性等を評価し、適切にみどりを配置し、管理することで、有機的なみどりのネットワークの形成を目指します。

●「田園環境都市おやま」の地形を活かした水とみどりのネットワーク

思川の東側の台地と思川と鬼怒川による低地からなる地形や、田畑や平地林からなる植生、そして河川や水路や侵食谷を軸とした水循環を考慮して、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み（生態系サービス）を享受しつつ、それが持続可能となることを基本とします。

そのためには、河川、斜面林、侵食谷と水路、平地林を軸に、緑地によるネットワークを形成することが重要です。

ネットワークのイメージとしては、次の写真にある農地や斜面林、平地林、街路樹、河川水路等があります。



斜面林(高椅、絹地区)



平地林(間々田、間々田地区)



街路樹(小山東工業団地、絹地区)



水路(豊田地区)



水路(間々田地区)



田川(絹地区)

●沿道緑化と街路樹等によるネットワーク

思川の東側の台地と思川と鬼怒川による低地からなる地形や店先のみどりや宅地の生垣等による沿道の緑化や街路樹を組み合わせることで、生態系の保全、心地よい街並み創出による人間の健康への貢献、雨水を地下に浸透させ洪水を緩和し地下水を育むといった防災・減災等の様々な効果が期待されます。

また、そういった緑化をすることで遮熱効果があることが熱画像の写真からわかります。沿道緑化によって建物内の温度上昇を緩和し、冷房機の使用を減らすことに繋がり、省エネルギーや脱炭素化にも貢献します。



複数の用途を兼ねて地域の植物を前庭に植えた事務所(千葉県市川市)

●生物多様性の保全に寄与するみどりのネットワーク形成と市民等への理解促進

農地や農業用水路網、史跡等様々な要素を組み合わせ、異なる自然環境を有する地域間に連続性を持たせることで、生物多様性の保全に寄与するみどりのネットワークを形成します。

また、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み（生態系サービス）等がもたらす公益性を、市民等へ理解し、協力・参画してもらえるようにするため、周知や理解を促進する取組みを推進します。

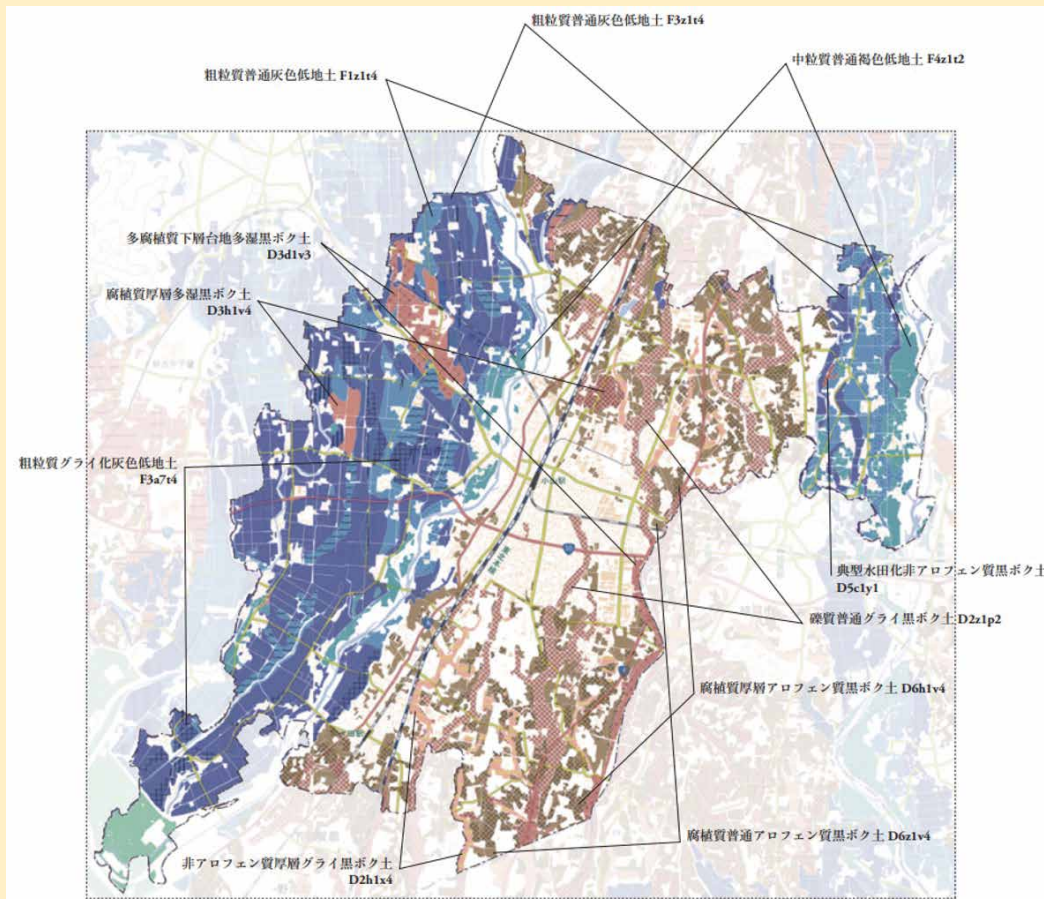
●市民参画・協働による民有地の緑化推進や活用検討

市民参画・協働による民有地の緑化推進のための財政的、技術的な支援を検討するとともに、緑化の具体的な検討にあたっては、もともとその地域に生息している植生を意識して生物多様性の保全に資する緑化を図ります。

さらに、市街地における緑化を推進するため、民有地の活用を検討します。

下図は、本市の土壌図です。

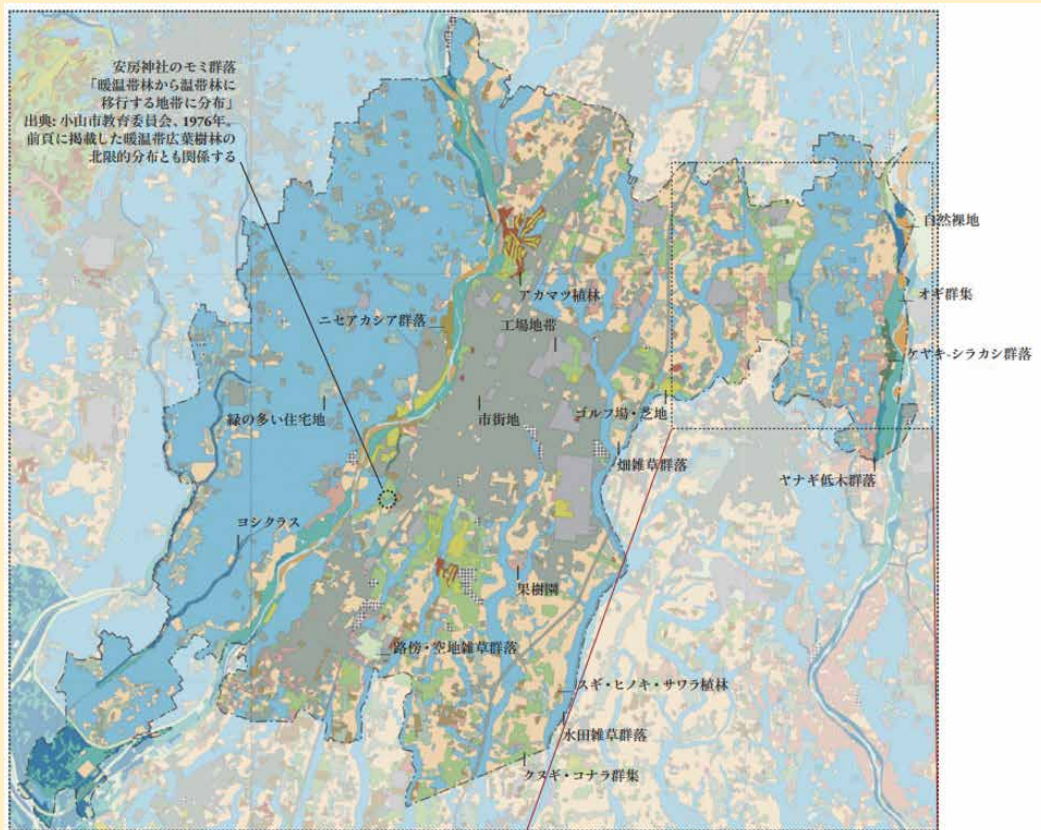
低地は灰色低地土で水田に適した土壌、台地は黒ボク土で畑作に適した土壌です。
なお、侵食谷は台地であっても主に水田として利用されてきました。



みどりの配置方針では、このような地域ごとの土壌に関する情報をベースに、それぞれの土壌に適したみどりの配置を考えていくことになります。

下図は、本市の植生図です。地域を覆っている植物の分布状況を表します。

市内には多くの二次植生（人の手加えられた植生）が見られます。平地林はクヌギ・コナラ群集、木材生産林はスギ・ヒノキ・サワラ植林、燃料林はアカマツ植林が各所に見られます。



もともとたくさんあった平地林は、ずっと減少傾向が続いており、その保全に関する市民の要望は高いものになっています。

現在の二次植生の様子を踏まえつつ、平地林をどのように保全していくかについて、みどりの配置方針の中で考えていきます。

(2) みどりの配置方針（機能別および総合的な配置方針）

みどりの機能を表す視点から下の5つについて、それぞれ配置方針図を示した上で、総合的な配置方針図を示します。

●環境保全

小山の豊かな自然環境を形成するみどりを保全していくことにより、市民の暮らしやそこに存在する生物多様性を保ちます。

●歴史・文化

小山の歴史や文化を受け継ぐみどりを保全・活用していくことにより、小山市民の暮らしを受け継ぎます。

●レクリエーション

小山市民の余暇活動を支えるみどりを整備・保全していくことにより、小山市民が余暇を楽しむ空間を提供します。

●景観形成

小山の個性ある景観をつくるみどりを保全・整備していくことにより、小山市民の暮らしを彩ります。

●防災

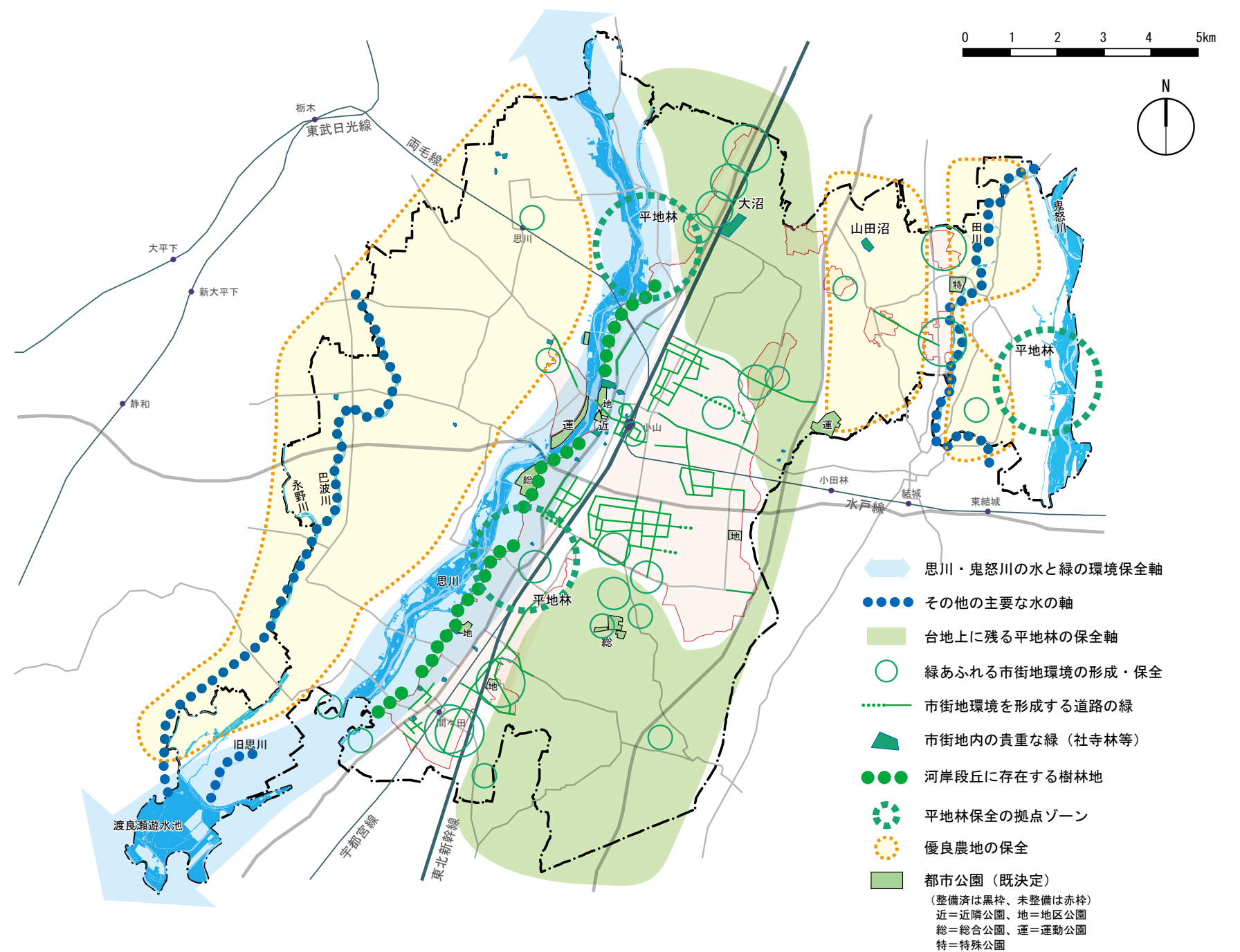
小山の安全な暮らしを支えるみどりを保全・整備していくことにより、小山市民の暮らしを守ります。

●機能別の配置方針および方針図

環境保全

本市の中心部を流れる思川や市の東部を流れる鬼怒川は、そこに連なる中小河川や河岸段丘に存在する樹林地、近傍の平地林等、本市のみどりを支える主要な軸として存在しており、市民の生活環境や生物多様性を保全する環境保全の軸として大変重要です。以下にみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

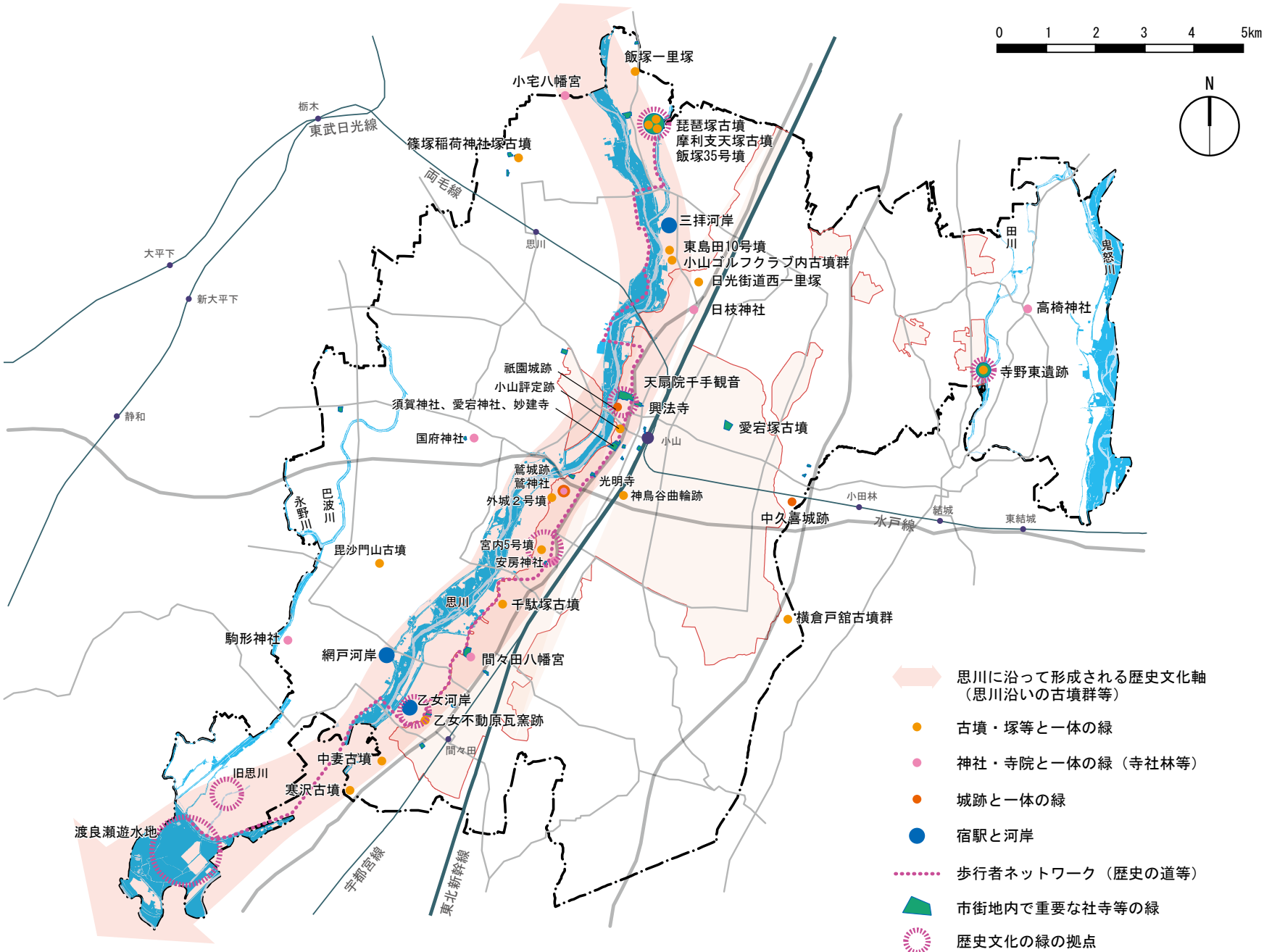
みどりの種類	具体的な配置方針
思川、鬼怒川およびその他河川の主要な軸	河川およびそれに連なる河岸段丘林・河川緑地を自然生物の生息地および水源地の主要な軸として保全します。
渡良瀬遊水地およびその他の水辺地の拠点	遊水地および農業用ため池などの水辺地を自然生物の生息地および農業用水源地の拠点として保全します。
平地林	宝木台地を中心に市内に残る平地林を地域の貴重なみどりとして保全します。
市街地内のみどり	街路樹や生垣、社寺林など市街地内の遮熱、防音等環境改善が期待できる緑を整備・保全します。
農地	主に水田による水源涵養、水生生物の生息地、気温調節等多様な機能が持続的に発揮されるよう保全します。



歴史・文化

本市の中心部を流れる思川は、古墳時代から中世、現代に至る長い歴史の中で、その時代ごとの生活や地域社会、文化を支えてきた重要な河川です。川沿いの地域ではこれまでの歴史と文化を引き継ぎながら現代までつながっています。思川沿い以外にも、市内の各地域では、みどりとともに歴史・文化が継承されています。以下に歴史・文化にちなんだみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

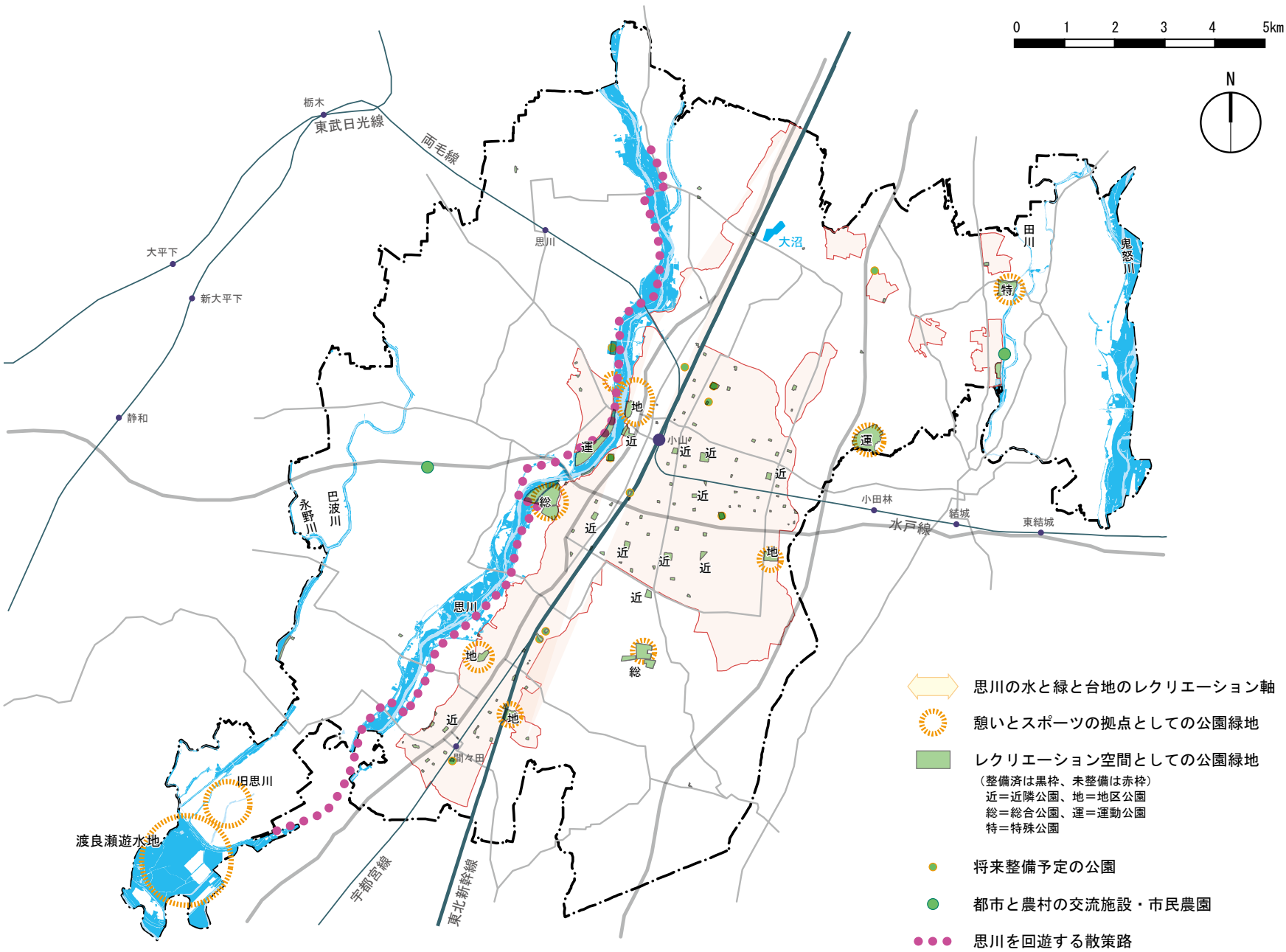
みどりの種類	具体的な配置方針
思川沿いの古墳群	国指定史跡の琵琶塚古墳、摩利支天塚古墳、県指定文化財の愛宕塚古墳等、主に思川沿いに集積している古墳と一体的なみどりを保全します。
寺野東遺跡	市東部の歴史の拠点として整備されている寺野東遺跡を維持・保全します。
不動原瓦窯跡	貴重な歴史的資源であり国指定史跡である不動原瓦窯跡を維持・保全します。
社寺林	安房神社、鷲神社、高椅神社、胸形神社、須賀神社等市内各地域に存在する神社や寺院およびそれらと一体的なみどりを保全します。特に市街地内の社寺林は積極的に保全します。
城跡	祇園城跡、鷲城跡、中久喜城跡等の現存する城跡と一体となっているみどりを保全します。
宿駅と河岸	宿駅の歴史を持つ飯塚一里塚や日光街道西一里塚、思川での舟運の歴史を持つ乙女河岸や網戸河岸等を思川のみどりとともに保全・活用します。
渡良瀬遊水地	本州以南最大のヨシ原を有する湿地であり、豊かな自然環境と治水の歴史を持つ渡良瀬遊水地を保全・活用します。
歴史の道	歴史的資源や拠点を歩いてつなぐネットワークとして整備された歴史の道等を保全・活用します。



レクリエーション

公園や水辺、平地林等のみどりのある空間は、本市で生活する市民にとって最も身近な憩いの場所であり、スポーツ等の運動や自然に触れることのできる場所です。また屋外レクリエーション活動の多様化や、自然環境への関心がより一層高まってきている現在では、その位置付けはより重要なものとなっています。以下にレクリエーションの場としてのみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

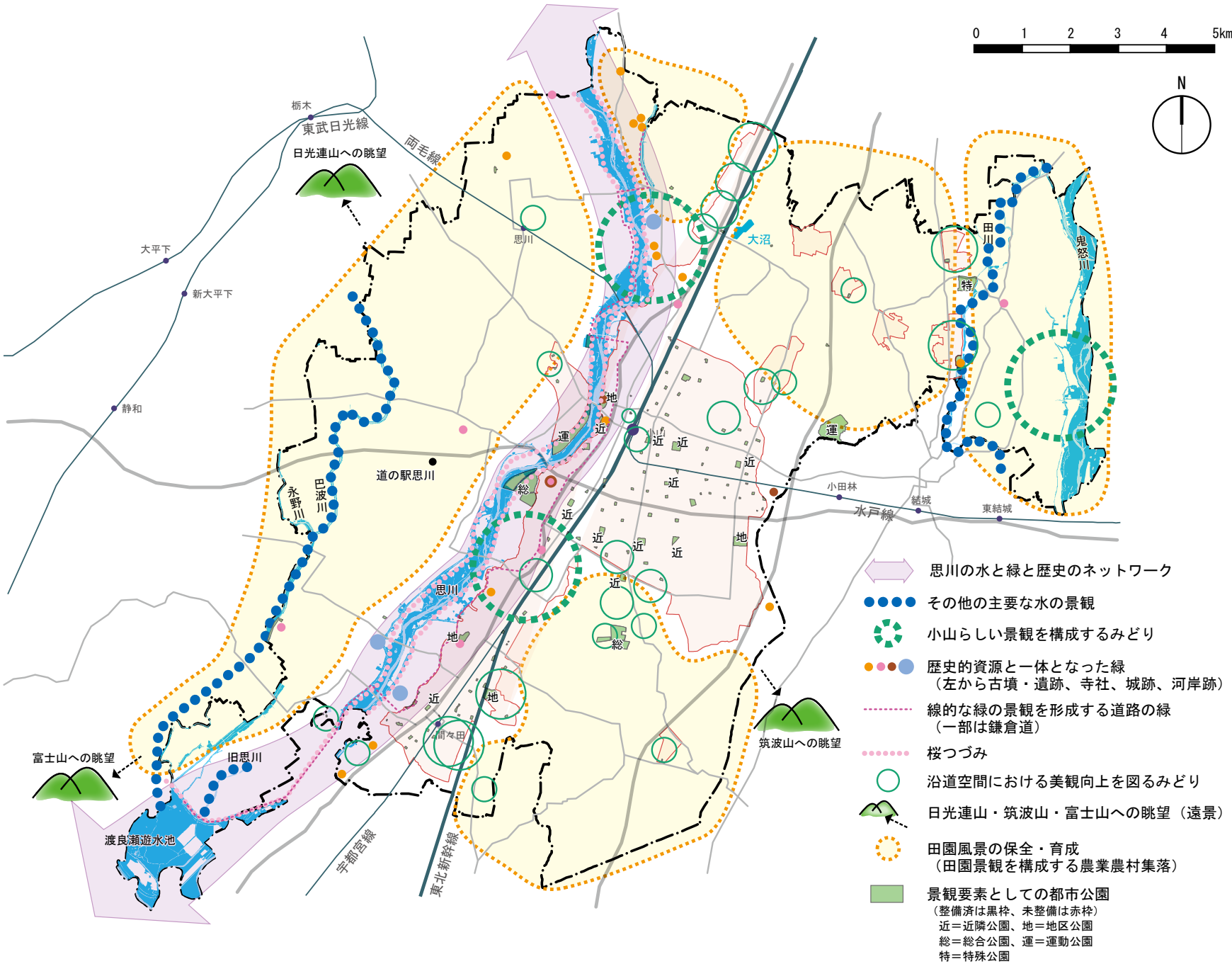
みどりの種類	具体的な配置方針
憩いとスポーツの拠点としての公園緑地	小山総合公園、小山運動公園、城山公園、小山思いの森、思川緑地等の公園緑地は、思川をはじめとする自然環境の中で憩いやスポーツ等を行える拠点として整備・維持・活用します。
レクリエーション空間としての都市公園	住区基幹公園については、市街地において一定の密度を持った適正配置を図り、子どもの遊び場や青少年・高齢者の身近な運動の場、人々のつどいの場等となる身近なレクリエーション空間として整備・維持・活用します。 都市基幹公園については現状の配置を維持します。
平地林および水辺・河川等のみどりの空間	台地上の平地林や河川沿いの樹林地、渡良瀬遊水地や思川、鬼怒川、大沼周辺等の水辺空間は、四季折々の自然を感じながら、自然観察や環境学習等も行える場として、整備・保全・活用します。
都市と農村の交流施設・市民農園	地場農畜産物等、地元の農畜産業の恵みの享受や、都市と農村の交流の場としての道の駅思川や絹ふれあいの郷を整備・維持・活用します。また、都市型市民が直接土に触れ、農業を体験できる市民農園についても整備・維持・活用します。
思川を回遊する散策路	思川や鬼怒川の河川沿いを回遊できる散策路やサイクリングロードの整備・維持・活用します。



景観形成

公園や水辺、平地林や街路樹、生垣等のみどりは、小山らしい景観を構成する重要な要素です。以下に景観を構成するみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

みどりの種類	具体的な配置方針
小山らしい景観を構成するみどり	本市のシンボルとなる郷土の景観を構成している思川、鬼怒川、巴波川などの河川やそれと一体をなす樹林地やオモイガワサクラによる桜堤、渡良瀬遊水地、台地上のまとまった平地林等を将来に渡り残したい景観の一部として保全・活用します。
景観要素としての都市公園	住区基幹公園については一定の密度を持った適正配置を図り、市街地においてもみどりによる潤いを感じられる空間として整備・維持・活用します。 都市基幹公園については、比較的大規模なみどりの空間であるため、地域の景観の主要な構成要素の一つとして整備・保全・活用します。
沿道空間における美観向上を図るみどり	地区計画等のまちづくりのルールによる生垣の設置や、街路樹等による道路緑化整備や維持管理により沿道空間の美観向上を図ります。
田園景観を構成する農業農村集落	市街化調整区域において、農業生産の場としての水田・畑等の農地、それを営む農村集落や一体をなす屋敷林、農業用水路は、本市の豊かな田園環境を象徴する景観として、維持・保全します。
遠景（眺望景観を構成する山々）	日光連山や大平山、筑波山、富士山等、本市から遠景として眺望できる景観を大切にします。



公園や水辺、平地林や街路樹、生垣等の生活空間に感じるみどりは、安全な暮らしを支える上で大変重要です。工業団地等から排出される騒音や臭気等の周辺環境へ影響を緩衝する機能や、地震や水害、火災等の災害発生時の被害緩和や避難場所等、多様な機能が期待されます。特に近年は激甚化・頻発化する大雨災害に対しては、樹林地や田んぼダム等による流出抑制機能が大いに期待されています。以下に防災に関するみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

みどりの種類	具体的な配置方針
指定緊急避難場所、防災拠点としての公園	近隣公園以上の都市公園を指定緊急避難場所や防災拠点として位置付け、他の避難所となっている公共公益施設とのバランスを考慮しつつ適切に配置し整備・維持します。
避難路としての歩道等	避難路として、緑化された幹線街路や歩行者専用道路、水路等を利用した緑道の整備、維持を実施します。
安全な住宅地のための生垣等	主に住宅地での地区計画等によるまちづくりのルールによる生垣の設置、維持管理により、地区内の安全性の向上を図ります。
分離することが望ましい地域が隣接している場合の緩衝緑地	工業団地など住宅地や周囲の環境への配慮が必要な土地利用をする場合は、緩衝緑地を適切に配置し保全します。
防災・減災のための樹林地・農地	降雨に起因する傾斜地での土砂災害や、水路・河川からの溢水による浸水被害の軽減に寄与する樹林地および農地を保全するとともに、水田については田んぼダムとしての活用を推進します。



●総合的な配置方針図

環境保全、歴史・文化、レクリエーション、景観形成、防災の各機能別配置方針を総合的な配置方針として以下の図に示します。

